

第12回淡路市教育委員会	
日 時	令和7年10月30日(木) 午後2時00分～午後4時00分
場 所	淡路市役所本庁舎2号館大会議室4, 5
出席者	教育長：角村光浩 教育委員：田中道代(職務代理)、岸本伸明、丹野典子、久保雅一 教育部長：水名口博行 教育部長兼指導主事：山本 哲 教育部付部長(スポーツ振興担当)兼スポーツ推進課長：片平吉昭 教育部次長兼教育総務課長：岡山正道 教育部次長兼社会教育課長：平本雅稔 教育部次長兼東浦図書館長：嶋根健治 教育部社会教育課付課長兼津名図書館長：済藤昌希 教育部学校教育課長兼指導主事：橋ヶ迫健 教育部学校教育課付課長(給食センター施設長)：向井 望 学校教育課特命参事兼指導主事：井高正和(欠席)、田村真央
1. 開 会	
岡山次長 ただ今から、令和7年第12回淡路市定例教育委員会を開催します。 なお、本日の会議は、全委員に出席していただいているので、成立します。開会に当たり、角村教育長から挨拶を申し上げます。	
2. 挨拶	
角村教育長 (挨拶)	
3. 前回会議録の承認について	
岡山次長 ありがとうございました。次に、第10回定例会の会議録及び第11回臨時会の会議録につきましては、10月23日に送付しております。前もって御確認いただいていると思いますが、何か訂正なり、御意見がありますでしょうか。	

教育委員

(特になし)

岡山次長

ないようですので、第10回定例会会議録の署名については、田中委員、丹野委員に、第11回臨時会会議録の署名については、田中委員、岸本委員に、それぞれ後ほどお願ひいたします。

#### 4. 会議録署名委員の指名について

岡山次長

それでは、本日の会議録署名委員の指名に移らせていただきます。

角村教育長

本日の会議録署名委員には、岸本委員、久保委員にお願ひいたします。

#### 5. 教育長月間活動報告

岡山次長

それでは、角村教育長から月間活動報告をお願いします。

角村教育長

(資料に基づいて説明)

岡山次長

教育長月間活動報告について、何か御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

ないようですので、これから会議の進行については、角村教育長でお願いします。

#### 6. 議事

角村教育長

それでは、失礼します。ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は挙手により、私から指名しますので、その後、発言をお願いします。

それでは、議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りいたします。

会議規則第7条第1項で、会議は原則公開となっていますが、同条ただし書及び地教行法第14条第7項ただし書の規定により、出席者の3分の2以上の特別多数決で議決した場合は、非公開とすることができます。

本日の会議では、まず、資料No.22の「しづかホール、サンシャインホールの指定管理者候補者の選定」に係る審議会答申の報告につきましては、今後、原則的には、この答申に基づき、市長から指定管理者の指定議案が議会に提案されるという流れになります。そうしますと、議案関係は、非公開の取扱いをすることも考えられますが、まだ、正式議案として提案する段階の情報ではありませんし、本件で申し上げれば、審議会の答申内容を公開することによって、議案提案、審議等に支障を来すものとは認められませんので、審議会の会議の透明性を確保する観点から、公開が適当と考えています。

次に、「7 協議・報告事項」のうち、資料No.23「舟木遺跡調査検討会の会議報告」並びに資料No.24「舟木遺跡整備計画検討会の会議報告」において、委嘱委員の氏名情報が含まれています。

これらの委員は、非常勤特別職の身分を有しませんが、会議規則第7条第1項第2号に規定する「非公開とすることができる人事関係案件」の類推適用が考えられます。しかし、有識者であり、個人のプライバシーを保護する必要性は、特段認められませんし、また、会議を公開することに、特段の支障が生じるおそれも見当たりませんので、これらについては、会議の透明性を確保する観点から、公開することが適当と考えています。

については、資料No.22、資料No.23及び資料No.24号については、公開の取扱いとしてよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手願います。

教育委員

(挙手全員)

角村教育長

挙手全員です。よって、公開と決定します。

続いて、本日の会議では、議案第24号「教育委員会の所属職員の任免の件」につきましては、会議規則第7条第1項第1号に規定する「非公開とすることができる人事関係案件」に当たります。会計年度任用職員を、適切に任用等するための準備段階の情報であり、正式に発令されるまでの間は、非公開の取扱いが適当と考えます。

また、報告第16号「訴訟の処理方針の決定」については、会議規則第7条第1項第6号に規定する「非公開とすることができる訴訟又は不服申立てに関する事件」として、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、非公開が適当と考えています。

については、議案第24号及び報告第16号については、非公開の取扱いとしてよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手願います。

教育委員

(挙手確認)

角村教育長

挙手全員です。よって、非公開と決定します。

なお、配布資料は、会議次第のみとし、議案等については、備え付け資料を閲覧するものとします。

本日の会議は、公開案件、協議・報告事項の順で審議を行い、全て終了後に、非公開の案件及び報告を行い、閉会という流れで進めたいと思います。

それでは、公開の案件から始めます。

最初に、議案第23号「多賀小学校を一宮小学校と統合する件」について、事務局から説明してください。

岡山次長

それでは、議案第23号「多賀小学校を一宮小学校と統合する件」について、御説明させていただきます。

淡路市学校再編推進計画により、一宮小学校及び多賀小学校の統合について、多賀小学校保護者及び多賀地区町内会長と協議を重ね、併せて、同小学校通学区域の柳沢地区町内会長への説明を行い、学校の統合に同意を得ることができました。

については、令和9年3月31日をもって多賀小学校を閉校し、同年4月1日から一宮小学校に統合することとします。

この件は、淡路市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2号において、「学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。」は、委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項とされており、今回上程させていただきました。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

丹野委員

町内会長の方にも説明されたということですが、町内会から何か、御意見や御要望みたいなものはありませんか。

岡山次長

町内会長からは、「保護者の意見を尊重し、保護者の同意を得てください。」ということを、最初にお聞きしております。それから、「現在の状況を考えると、統廃合もやむを得ない。現在の児童数から考えても、やむを得ないのでないか。」という内容の御意見を、いただきました。内容については、この2点です。

田中委員

スクールバスの利用についてですが、多賀小学校を一宮小学校に統合することによって、一宮小学校に通っている柳沢地区の子どもたちや、多賀地区の子どもたちがおられると思うのですが、今後、多賀方面や柳沢方面からスクールバスを運行する計画は、ありますか。

岡山次長

これまでの事例についても、一宮地域と北淡地域の学校再編が行われました。その際にも、再編があった学校の校区にはスクールバスを運行しております。今回につきましても、多賀地区及び柳沢地区からスクールバス運行する予定としております。運行方法については、来年4月以降に、保護者と学校、教育委員会の間で調整を図りたいと考えています。

久保委員

現在、多賀小学校の学童保育についてですが、一宮小学校にある学童保育一宮へ、タクシーで送迎されていると聞いております。その影響が分かりま

せんが、多賀小学校からの学童保育の利用も少ないようになっています。学校が統合された場合、おそらく一宮小学校からそのまま学童保育へ移動すると思いますので、学童保育の利用者が増えると思うのですが、このような送迎がなくなるということですか。

岡山次長

はい。そのようになります。

久保委員

その場合は、保護者の学童保育への迎えについては、どのようにになりますか。

平本次長

これまで、多賀小学校の児童については、学校が終わって学童保育一宮へ移動する場合は、タクシーを利用した送迎をしておりました。現在、多賀小学校児童の学童保育一宮の利用者はいない状況です。また、学童保育を利用している児童の引渡しについては、原則、児童の保護者等の方が施設まで迎えに来ることになっており、基本的には保護者が学童保育施設まで迎えに来ることになります。学校再編後は、一宮小学校と学童保育一宮は隣接しているので、放課後はすぐに学童保育に行くことができます。

久保委員

私は今年より大町小学校に勤務しており、先ほど教育長から報告があった淡路小学校陸上競技大会に参加していましたが、今年の多賀小学校の5年生、6年生が全員その大会に参加しておりました。そこで何人か入賞し、その中で3人の児童が淡路地区で1位というとても良い結果を出して、改めて小さい学校の良さというのを感じました。

岸本委員

統合の後、子どもたちがスムーズに集団に入り、学校生活していくように、事前に交流授業等の計画があれば、実施をお願いしたいと思います。もう一点は、私は過去に、生田小学校と浅野小学校において、2回の学校の統合を経験しているのですが、その際に、PTAも統合ということになります。その点の交流や話合いの予定があれば、そのことについても聞かせていただけたらと思います。

### 山本部長

交流については、学校の統合が決定した以降に、校長間若しくは学校の教職員同士でどのような形がいいのかというのを、子どもたちの状況を知っている教職員が中心になって進めていくようになると、考えています。ですので、現在のところ何か明確なプランがあるというわけではございません。学校間の協議で決めていくということです。しかし、統合を目的としているわけではありませんが、既に交流自体は少なからず行われています。学校行事や修学旅行であったり、一部の学校行事も既に一緒に実施している場面がありますので、そういったところから交流を広げていくことも考えています。

### 水名口部長

先ほどの交流についてですが、PTAや保護者との協議の中で、交流が始まるまでに、現状として人数が少ない学年がある状況なので、少しでも多く交流できないかという話題が出ました。そこで、「放課後子ども教室」を活用して交流する機会を設けることとし、既に2回交流を実施しています。

今後も、多賀小学校の子どもたちから事業への参加を募集し、実施していくことで、本来の交流学習につなげたいと考えています。

### 平本次長

PTA関係についてですが、PTAは学校ごとに単位PTAがあって、その地区ごとにブロックというような形で相互の連携を取っています。対象の多賀小学校や一宮小学校については、一宮ブロックの中で保護者間の交流を持っている状況です。さらに、PTA連絡協議会が、旧町単位で5ブロックありますが、学校数や地域のバランスに課題があるということもこの協議会の役員会でも話題となっており、ブロックの今後の在り方の協議を進めています。

### 角村教育長

小学校の統廃合は、我々教育委員会の観点であれば、学校教育の観点から、このように進めているところです。しかし、地域の方は、地域振興の観点から学校の統廃合を見られることがあります。これは、教育委員会が積極的に考える事案ではないのですけども、学校施設が教育財産から普通財産に変わって、普通財産は市長部局の管理になるので、教育委員会から離れるということになります。地域の方々との協議の中では、地域の町内会長の方とか地域の方から学校統合が行われた後に、多賀小学校がどのように管理されるかについて、何

かあれば説明してください。

岡山次長

地元の町内会長の方とお話をさせていただく中で、何人かの町内会長の方から、学校施設の今後のことについて質問がありました。

それで、市としましては、「これまで、北淡地区や一宮地区で学校再編が行われていますので、今までの流れの場合であれば、まずは、きちんと閉校まで行います。その後、市と地域の方々で話をしながら、地域の意見を一番大事にして尊重し、新たなまちづくりを進めていますので、これからも同じような流れで進めたいと思います。」ということを、お伝えしております。

角村教育長

今回、方針の議決をされた後の進め方について、説明してください。

岡山次長

本日承認いただければ、まずは11月12日水曜日に、市議会の全員協議会で、概要を御説明させていただきます。その後、12月市議会定例会において、「淡路市立学校設置条例を改正する条例」を議案として上程し、議決をいただければ、正式に決定する運びとなっております。そこで決定されれば、多賀地区と柳沢地区の町内会の方に、学校の統合が決まりましたということで、再度お知らせする予定となっております。

角村教育長

その他御意見がないようですので、採決に移ります。議案第23号「多賀小学校を一宮小学校と統合する件」について、原案のとおり承認する方は、举手をお願いします。

教育委員

(全員举手)

角村教育長

举手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

角村教育長

公開議事が終わりましたので、続いて、協議・報告事項へ移ります。

資料No.22 「淡路市公の施設に係る指定管理者の選定」について、事務局

から説明してください。

平本次長

それでは、資料 N.O. 2 2 「淡路市公の施設に係る指定管理者の選定」について、御説明させていただきます。

まず初めに、令和 7 年 7 月 24 日木曜日に開催されました第 7 回淡路市教育委員会において御報告させていただきました「しづかホール及びサンシャインホールの 2 施設に係る指定管理者の選定について」の公募及び候補者の選定状況について御報告させていただきます。

今回の公募は、両館を一括して管理いただける事業者を、令和 7 年 8 月 18 日月曜日から 9 月 19 日金曜日の 33 日間公募し、1 者より申請がありました。申請書を受理した事業者は、現在も両館を管理運営いただいている神戸国際ステージサービス株式会社です。

そのことを受け、令和 7 年 10 月 8 日水曜日に指定管理者候補者選定・評価審議会を開催し、事業者からプレゼンテーションにより管理運営に関する御提案を頂き、申請書類等について審議いたしました。

提案者からは、しづかホールは現在 2 期 8 年、サンシャインホールは、1 期 5 年の経験と実績から、それぞれのホールの特性を生かし、しづかホールは本市の音楽専用ホールとして「未来の淡路島」の文化発展への貢献、サンシャインホールは図書館との複合施設として「地域とつながる 地域をつなげる」をテーマとした管理運営体制や計画等の御提案をいただきました。

2 ホールの管理運営の基本的な考え方として、地域の文化芸術の振興を育み、発信拠点となるよう努め、淡路市への誇りと愛着の醸成を育むことで、市民の皆様が誇りに思えるようなホールをめざすこと。自主事業計画については、今まで実施してきた事業、教室を利用者の意見を反映させながら継続するもの、新たな取組として地域性に着目した歴史、地理などの文化公演会や楽器体験事業等の御提案をいただきました。

審議委員からは、2 施設を一括して管理運営する上での今後の事業展開や図書館との連携、昨今の物価高騰を受けての経費節減対策、他市とのホール運営の違いなどについて、提案者に質疑がありました。提案者からは、今まで培ってきたノウハウや地域性を理解し、強みを生かした管理運営に努めるとの回答がありました。

審議の結果は、最低基準点は、100 点満点中 53 点のところ、出席委員の平均点は、しづかホールが 75.4 点、サンシャインホールが 75.2 点の評価となりました。その後、提案、質疑等を総合的に判断し、出席委員全員の承認により、同者を候補者とする旨の答申をいただきました。

今後の予定ですが、候補者である神戸国際ステージサービス株式会社と市、教育委員会の三者で、11月中に仮協定を締結いたします。その後、12月に予定しております定例市議会に議案として提出し、議会で可決された場合には、来期からも神戸国際ステージサービス株式会社が指定管理者として、両施設の管理運営をいただくこととなります。

なお、淡路市議会での結果については、改めて御報告をさせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

岸本委員

事業内容についてですが、「地域振興及び芸術文化に関する集会、催し物等を企画運営すること。」、それから、「集会、催し物等のためにホールを利用に供する。」ということになっています。要するに、管理運営のことを指しているのだと思うのですが、指定管理者が管理運営をする中で、例えば、維持費であったり、人件費であったりといった費用の負担の区分はどうなっていますか。

平本次長

費用のすみ分けについてですが、基本的に、指定管理者が自主事業として実施する事業に掛かる費用は、指定管理料の中に含まれております。人件費も含んでいます。例えば、市制20周年記念事業といった、市が主催を行う事業や、指定管理者と共同で行う事業であれば、市が費用を負担して業務の一部を指定管理者に委託する部分については、指定管理料以外に支払うケースがあります。どちらが事業主体になるかが、判断基準となります。

角村教育長

ほかにないようですので、資料No.22「淡路市公の施設に係る指定管理者の選定」について、報告を終わります。

次に、資料No.23「舟木遺跡調査検討会の会議報告」について、事務局から説明してください。

平本次長

それでは、舟木遺跡関係の事業につきまして、資料No.23「舟木遺跡調査検討会」及び資料No.24「舟木遺跡整備計画検討会」については、それぞれ

関連する事項ですので、一括して御報告いたします。

令和7年10月20日月曜日の午前中に「舟木遺跡調査検討会」を開催いたしました。本検討会は、平成29年教育委員会告示第11号により、同年7月29日に設置要綱を施行し、設置したものです。設置目的としましては、舟木遺跡の発掘調査を実施するに当たり、調査地点の検討、発掘現場での指導、発掘した遺物の評価、発掘調査報告書の作成等に御指導をいただいております。

任期は2年となっており、令和6年度末で任期が満了しておりました。今回検討会を開催するに当たり、これまで御指導を頂いていた専門家の先生方に引き続き委員の就任をお願いしましたところ、快く御承諾いただきました。また、新たに、弥生時代の御専門で、兵庫県文化財審議会委員でもあります神戸女子大学准教授である斎藤瑞穂様にも検討会に加わっていただきました。

検討会当日は、委員の委嘱と、互選による会長の選出を行い、会長職につきましては、これまでお世話をいただいております県立考古博物館の名誉館長である和田晴吾様に、改めて御就任いただいております。

今回の検討内容につきましては、令和2年から4年度にかけて実施しました舟木遺跡発掘調査の報告書3（淡路市埋蔵文化財調査報告書19集）を刊行するに当たり、これまで先生方から御指導を受けながら執筆や編集作業を行っており、修正箇所等の最終確認をいただきました。今後、令和7年度事業としまして、最終校正後、印刷製本し「舟木遺跡発掘調査報告書3」を発行したいと考えております。この報告書は、国立国会図書館への納本と、市内をはじめとした図書館や、奈良文化財研究所といった研究機関等にも配布し、研究資料として広く活用いただくとともに、今後の舟木遺跡の保存活用していくための基礎資料となるものです。

続きまして、令和7年10月20日の午後より開催しました「舟木遺跡整備計画検討会」について、御説明させていただきます。

舟木遺跡整備計画検討会は、令和6年教育委員会告示第8号により4月1日に設置要綱を施行し、設置したもので、今回が2回目の開催となります。会長につきましては、史跡整備の御経験が豊富な、和歌山県立紀伊風土記の丘館長の増渕徹様に御就任いただいております。また、舟木遺跡の発掘調査結果をベースとして、整備計画を策定していくことから、先ほど御説明いたしました調査検討会の先生方にも委員として御参加いただいております。

今年度における本市の主要事業でもございます「舟木遺跡整備計画の策定」につきましては、令和5年3月に策定しました「舟木遺跡保存活用計画」にまとめております遺跡の本質的価値を生かせるよう、また、遺跡の特徴を

明確に示しながら、保存活用計画に沿った整備の具体的な内容が計画に盛り込めるよう取り組んでおります。進捗状況といたしましては、既に整備計画の策定に実績のあるコンサルタント会社に業務の一部を委託発注し、現在、整備計画の骨子を作成中です。

今後、検討会におきまして、現状や課題を踏まえて基本方針やより具体的な整備の内容を、当検討会の委員や専門家の先生方などから、御意見をいただき、令和7年度から8年度の2か年をかけて舟木遺跡整備基本計画を完成させます。その後は、土地の公有化やガイダンス施設の建設など舟木遺跡の整備に着手したいと考えております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

岸本委員

舟木遺跡をどのように整備していくかを計画されていると思うのですが、最終的にどのような形をイメージされているのでしょうか。例えば、五斗長垣内遺跡であれば、竪穴建物等の再現がありますし、貴船神社遺跡であれば、モニュメントが設置されています。今回の舟木遺跡は、どのように考えておられますか。

平本次長

舟木遺跡については、国指定史跡であり、この整備基本計画によって、より具体的な整備内容をまとめていく予定です。市の考え方といたしましては、五斗長垣内遺跡も同様に国指定史跡であり、既に整備が完了しており公開をしていますが、地理的にも年代的にもよく似ている部分もあります。しかし、五斗長垣内遺跡と同じような整備をしたら、同じ施設が二つになってしまします。まず、舟木遺跡のその本質的価値が5項目あり、保存活用計画にまとめております。その本質的価値を、できるだけ生かしたような形で、できるだけ地形を大切にしながら、遺跡を公開できないかと考えています。

重要と考えている点は、「体験ができる子どもたちの教育の場」として、活用できないかということを考えておりますので、今後、専門家の意見を聞きながら、より具体的に整備計画をまとめていきたいと考えています。

角村教育長

簡単に言えば、原風景を大事にしながら整備を行うということですね。

平本次長

そうなります。

角村教育長

五斗長垣内遺跡は、どちらかというと人の力で史跡整備しているけれども、舟木遺跡は、できるだけ弥生時代のイメージが膨らむようなものですね。

平本次長

会議の場でも意見が出ていましたが、五斗長垣内遺跡は海が見えますが、舟木遺跡の中心部に行くと、海が見えません。周りを山に囲まれています。そのような場所でも、漁労の活動が推測できるような遺物も出土しています。古代人が、そのような場所を選んで活動していた風景を大切にする必要があるのではないかという専門家の意見もありますので、整備計画にもそのようなことが反映されると思います。

角村教育長

ほかにないようですので、資料No.2 3 「舟木遺跡調査検討会の会議報告」、及び資料No.2 4 「舟木遺跡整備計画検討会の会議報告」について、報告を終わりります。

続いて、資料No.2 5 「淡路市立大町公民館の休館」について、事務局から説明してください。

平本次長

それでは、淡路市立大町公民館の臨時休館について、御説明させていただきます。

大町公民館は、建築から43年が経過しており、また、学童保育大町の保育スペースとしても長年利用していたことから、本年度、老朽箇所を修繕し、施設の長寿命化を図るとともに、災害に備え、一次避難所としての機能を強化するため、改修工事を実施いたします。

既に、指名競争入札により、落札した事業者と契約を締結しており、先般工事に係る工程会議を、大町公民館長同席で実施しました。会議の中で請負業者から、工事を実施していくに当たり、工事期間中の公民館の利用は困難であるとの申出を受けました。

このことについて、教育部内や公民館長等と協議し、検討した結果、利用者の安全面を考慮し、淡路市公民館条例施行規則第2条第2項の規定に基づ

き、当該公民館を工事期間中は、臨時に休館とすることにしましたので、令和7年10月24日付で告示しましたので、御報告いたします。

なお、休館中、当該地区の公民館活動については、他の公民館や近隣の地域の集会所、学校や学童施設等で実施できるように調整しているところです。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

角村教育長

私から一点あるのですが、大町公民館は、避難所の指定は受けていますか。

平本次長

一次避難所となっています。

角村教育長

休館期間中に、避難が必要となった場合の対応について、説明してください。

平本次長

休館期間中に災害が発生し、避難が必要となった場合は、大町公民館は利用できません。向かい側にある大町小学校が二次避難所となっておりますので、そちらに誘導することになります。同時に、学校と同じ敷地内にある学童保育施設についても、学童保育の利用時間帯以外である夜間や早朝であれば、臨時避難所として活用できますので、災害発生時には地域の方々にお知らせしたいと考えています。

角村教育長

学校との調整を、十分に行ってください。

角村教育長

ほかにないようですので、資料No.25「大町公民館の休館」について、報告を終わります。

続いて、資料No.26「淡路市青少年問題協議会の会議報告」について、事務局から説明してください。

### 平本次長

それでは、資料No.2 6 「淡路市青少年問題協議会の会議報告」について、御説明させていただきます。令和7年10月23日木曜日に、市長、教育長のほか、警察、教育、保護者等、様々な面で青少年の問題に直面する委員の方が集まり、淡路市青少年問題協議会を開催しました。

本協議会は、総合的施策の樹立につき、調査審議や、関係行政機関相互の連絡調整、更には、市長への意見を述べることが法律で規定されているところですが、本日は、各関係機関の行っている活動や青少年を取り巻く環境や諸問題について、報告と情報交換が行われましたので、資料のとおり御報告させていただきます。

約2時間に及んだ協議の中では、市に対する個別事案や具体的な総合的施策の提言などはありませんでしたが、不登校問題やSNSに代表される青少年の諸問題の複雑化など、それぞれの委員がそれぞれの活動の中で、様々な問題意識を持って、鋭意、努力されており、青少年の健全育成や問題解決に向けたため、貴重な意見交換の場となりました。

以上で、淡路市青少年問題協議会の報告とさせていただきます。

### 角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

### 教育委員

(特になし)

### 角村教育長

ないようですので、資料No.2 6 「淡路市青少年問題協議会の会議報告」について、報告を終わります。

ここで、私の方から2点、御意見を賜りたいと思います。まず一点目ですが、教育委員会の議案については、現在、件名についてはホームページで事前公開を行っております。今後、公開案件のうち教育方針など、市民にあらかじめ議案内容をお示しする方が、教育行政への関心を高めて、市政への参画を促すという観点から、市のホームページで事前又は事後公開を試行的に実施したいと考えているところです。ただし、非公開の事案については、議案等は公開しない予定です。これまで実施しておりませんでしたし、県内の他の教育委員会でも事前公開を実施していない団体がおおくないのですが、先ほどの観点から試行的に実施してみたいと考えているところです。このこ

とについて、進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

教育委員

(各委員同意)

角村教育長

ありがとうございます。事務局の方とも調整しながら、可能な範囲から実施したいと思います。

次に、二点目についてです。現在、市議会へ条例改正の場合の議案の提出方法について、「改め文方式」で行われています。現在、県内の自治体において、「新旧対照表方式」という、改正前と改正後を見比べる方法を採用する自治体が増えてきている中で、当市の市長部局は、「新旧対照表方式」の採用を検討しているところです。私どもは、市長部局とは異なる別の執行機関であり、自ら審議をして、方法を決めたらよいと考えています。私は、市長部局は関係なく、教育委員会で「新旧対照表方式」を用いることにより、改正された内容が分かりやすくなるのであれば、その方式の導入を検討させていただきたいと思います。環境が整い次第、規則等を改正する内容の議案の場合は、「新旧対照表方式」により提出させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

教育委員

(各委員同意)

角村教育長

ありがとうございます。これについても、事務局と相談しながら、より分かりやすく、審議しやすい議案に変えていきたいと思います。

公開案件の協議・報告事項については、終了いたしました。

それでは、これからのお進みについて、事務局の岡山次長で進めてください。

岡山次長

それでは、行事予定及び後援名義報告については、お配りしている資料のとおりです。この部分について、御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

それでは、次に、部活動地域展開の進捗状況について、橋ヶ迫課長より御報告させていただきます。

橋ヶ迫課長

それでは、部活動地域展開の進捗状況について、御報告させていただきます。

本日は、認定団体と、保護者への周知方法についてです。

10月27日付で、保護者宛てに、現在の「AWA★CLUB」認定団体一覧が記載された文書を発出させていただきました。認定団体数は24団体となり、申請中の団体が4団体です。

この一覧だけでは、団体の詳細が分かりませんので、詳細情報を提出いただいた団体については、淡路市ホームページのリンクから、連絡先も含めた詳細情報であったり、団体のホームページや体験会のチラシを見ることができるようになっています。そういう情報を準備いただいている団体が、まだ少ない状況ですが、随時更新していくこととしています。

また、学校へのチラシ配布については一定の団体数がありますので、学校の負担を考え、個々への配布ではなく、依頼があった際には一定数を学校内に配架し、興味のあるクラブについて児童生徒が自由に持ち帰るという形にしたいと考えています。

岡山次長

ただ今の御報告について、何か御質問や御意見等ござりますでしょうか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

ないようですので、続いて、「第117回淡路市議会定例会」について、水名口部長より御報告させていただきます。

水名口部長

(資料に基づいて説明)

岡山次長

ただ今の御報告について、何か御質問や御意見等ございますでしょうか。

### 丹野委員

外国人児童生徒の支援について質問があったと思いますが、児童生徒に対する支援については回答されておられますが、児童生徒の保護者も外国の方であったり、長く外国に住んでいる日本人の方であったりとか、日本語が分からぬ保護者の方もおられると思うので、そちらへのサポートについても含めて、支援を考えていただけたらと思います。進学の過程で、保護者の方や児童生徒が、進学の仕方が分からぬ状況であったりすると、進路が分からぬということになりかねないので、そういったことも配慮していただけたらなと思います。

### 山本部長

確かに、子どもの支援については、教育委員会としても様々なことを検討することがあります。学校現場において実際に対応している中では、保護者にうまく伝わらず困っているという事案を聞くこともあります。その場合は、各学校によっては、タブレットの翻訳機能を使いながらであるとか、回数は少ないと状況ですが、月に数回子どものサポーターとして来ている方の機会を使って、連絡する等の工夫は行っております。

委員がおっしゃるように、ケースによっては十分でない部分もあると考えられます。今後も、このようなことが生じる可能性はあるので、そういったところは関係部署とも連携しながら、保護者の支援、社会的な方針も含めて検討していくかいけないかと思っています。

### 角村教育長

今、山本部長から御説明申し上げたとおり、「関係部局と相談しながら」ということですが、このような保護者の語学についても、学校現場が相談を受けている状況です。そうすると、本来、子どもたちとの時間をしっかりと取らないといけないのに、そこに時間を取られてしまいます。まさに、学校依存社会の一つの典型だと思います。それは、保護者の方に対して、冷たく「市長部局とやってください」という意味ではなく、そのような認識に徐々に変えていきながら、学校現場でやることと、社会全体でやることの役割分担をこれからやっていかなければならぬと思います。学校教職員の方は、子どもが関係すると全て相談を聞いてしまい、そこに時間を取られると、本当の部分での働き方改革につながらないので、我々教育委員会、そして教育長として、その部分についても考えながら、市長部局と協議したいと思っています。

す。

#### 田中委員

この話題に関係することで、外国人児童生徒支援事業の「事業内容と実施時間」に関する質問に対する回答で、「支援員の配置に当たっては、児童・生徒の母語に対応する人材の確保は容易ではありませんが、翻訳アプリなどを活用して積極的にコミュニケーションを図り」とありますが、実際に現場に配置されている支援員の方の声に、困りごとや要望などはありますか。

#### 橋ヶ迫課長

現在、支援員の方からの要望等は、直接聞こえてきていませんが、本当は子どもが学校にいる時間帯に、常に付き添っているぐらいの支援があってもおかしくないと思います。しかし、現状としては様々な制約があり、ごく限られた時間での活用となっています。支援員の方に対する日本語の教え方の研修もあるのですが、限られた時間の中で研修を行ってしまうと、その間は、子どもに付く人がいなくなってしまいます。そのような難しさがあり、本来は研修をしっかり受けていただき、より充実した配置をしていただければ、ありがたいのですが、それを実現できない状況です。そのため、配置に当たって、十分な時間を付けることができるよう、我々も改めて、予算要望等はしていきたいと思っています。

#### 岸本委員

小学校における音読を推進することについては、これは大賛成です。本当に大事なことなので、是非進めてほしいと思います。実際に、学校でも結構音読は行っていると思います。朝の時間使ったり、それから家庭学習でも音読カード使ったりして、よく実施していると思います。個人的に気になっているのは、音読もそうなのですが、実は書く方です。作文であったり、要するに「ノートを使って書く」ということがとても気になっています。是非、その「書く」という行為は、頭の活性化に役に立つ行為だと思います。「書く」という行為が、減っているかは調べたわけではありませんが、全国的に少なくなってきたのではないかと言われていますので、是非とも、何らかの形で進めてほしいと思います。

#### 橋ヶ迫課長

実は、全国学力学習状況調査に現れた部分もあり、やはり「書くこと」というのはとても課題がある、その課題は学校も認識していると思います。

また、そういうた研修の機会に、声掛けしながら進めていってもらえるようにお話ししたいと思います。

#### 久保委員

書くことに関してですが、私が久しぶりに現場に戻って驚いたのは、「ノートに書く」ということも行っているのですが、それよりは「タブレットに打ち込んで表現する」機会が非常に増えていたことです。子どもたちが、巧みにタブレットで打ち込んでいると、その分しっかりと鉛筆で文字を「書く」機会が、若干減っているのではと危惧しています。ただ、岸本委員が言われたように、やはり「書く」ことによって、認識や理解、覚えるということは、非常に大事なことだと改めて思っております。タブレットの活用とともに、ノートに「書く」ことも大事にしたいと思っています。

#### 橋ヶ迫課長

おっしゃるとおり、書くことは非常に重要だと思います。タブレットの方も、学力調査であったり、試験も「CBT」というコンピュータを用いて回答する方式のものも出てきています。今後、書くテスト以外のものも出てきますので、キーボード等を使った回答にも子どもたちは慣れていかないと、自分の考えをテストや調査で表現できないようなケースもありますので、両方併用しながら進めていくことが必要かと考えています。

#### 岡山次長

ほかにないようですので、以上で公開の報告事項を終了します。

ここからの進行は、角村教育長よりお願いします。

#### 角村教育長

ここで、5分間休憩させていただきたいと思います。再開は午後3時35分からとし、ここからは非公開案件となりますので、事務局の方で対応をお願いします。

(休憩)

#### 角村教育長

それでは、会議を再開します。議事案件より審議を行います。議案第24号「教育委員会職員の任免の件」について、事務局から説明してください。

岡山次長

(説明)

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(質問・意見交換)

角村教育長

ほかにないようですので、採決に移ります。議案第24号「教育委員会職員の任免の件」について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

続いて、報告事項に移ります。報告第16号「訴訟の処理方針の決定」について、事務局から説明してください。

岡山次長

(説明)

橋ヶ迫課長

(説明)

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(質問・意見交換)

角村教育長

ほかにないようですので、報告第16号「訴訟の処理方針の決定」について、報告を終わります。

次に、報告事項について、事務局から報告をしてください。

山本部長

(説明)

教育委員

(質問・意見交換)

角村教育長

これより、公開としますので、事務局で対応をお願いします。

岡山次長

それでは、次回委員会の開催日を決定したいと思います。事務局案といたしましては、11月20日（木）午後2時から淡路市役所本庁舎2号館大会議室4、5を考えていますので、よろしくお願ひします。それでは、閉会の言葉を、田中教育長職務代理者にお願いいたします。

## 7. 閉会

田中教育長職務代理者

(挨拶)

岡山次長

本日は、誠にありがとうございました。